

中国における企業経済犯罪と経済刑法の適用

梶 田 幸 雄

はじめに

中国において、商品経済の発達および市場経済化の推進に伴って、個人と個人の財産関係から、個人と企業、社会財産にかかわる利害の衝突が増えてきている。こうした中で、企業の経済犯罪が増えている¹。

会社の犯罪、金融詐欺犯罪などが頻繁に発生する中、経済刑法は社会の秩序を維持するために、その必要性を増してきている。例えば、ニセモノの薬を製造・販売することで財産に関する罪だけでなく、人の生命の安全、公共の安全が脅かされているなどの事実があるからである。

これらは、行為者が不法な利益を得るために、経済取引において許容される経済活動方式を濫用して、すべての直接・間接的に規律される経済活動の

¹ 最近、中国の書店で企業の経済犯罪に関する書籍が見られるようになってきている。例えば、項先権＝唐青林編『起業家刑事法律風險防範』（北京大学出版社、2008年）、孟慶豊＝陳国慶＝孫茂利編『経済犯罪案件立案追訴標準適用指南』（中国人民公安大学出版社、2010年）、張鳳翔『中外合資企業公司法糾紛難点与審判分析』（法律出版社、2010年）などである。

関係法規に反して、正常な社会主義商品経済活動に危害を加え、経済生活秩序を乱す行為である。この行為が、経済犯罪として刑法によって規律されている。現行刑法は、経済犯罪行為を（1）工商管理秩序を妨害する犯罪、（2）金融管理秩序を妨害する犯罪、（3）税関管理秩序を妨害する犯罪、（4）徴税管理に危害を加える犯罪、（5）知的財産権を侵害する犯罪、（6）汚職賄賂犯罪、（7）環境資源破壊罪、に分類して規定している。

中国共産党や政府高官と企業との癒着や贈収賄が問題となり、この取締りも強化されている。経済がグローバル化する中、公平・公正な競争を推進する必要性を中国政府も認識している。中国における企業経済犯罪の概念を明確にし、これを経済刑法によって規整しようとする意識が強くなっている。党・政府幹部の贈収賄事件についても経済刑法に整序されるものが多い。それでも経済刑法はまだ新しい分野であり、十分な経験があるとはいえない。中国企業経営者や従業員には、計画経済体制下から続く商取引慣行に対する意識がなお残っている側面もある²。

経済刑法という学問分野の研究は緒に就いたばかりである。そこで、本稿では、（1）中国の企業経済犯罪の実態を明らかにし、これが経済刑法によってどのように規律されているのかについて現時点における全体像を整理し、（2）今日の問題を明らかにし、今後の展望を示し、さらに実務的な意義という側面から、（3）外資企業への影響³、企業としての取り組みについて検討する必要があると考える。

この問題を検討する上で、以下、（1）経済刑法の概念を明らかにし、（2）経済刑法、企業経済犯罪の沿革について整理し、中国の問題意識がどこにあるのかを明らかにし、（3）経済刑法、企業経済犯罪の今日的課題について幾つかの事案から明らかにし（紙幅の都合上、経済刑法に規定されているすべての犯罪類型について扱うことはせず、外資企業にとっても切実な問題についてのみ焦点を当てる。）、もって、（4）経済刑法、企業経済犯罪の外国企業への影響を分析・検討し、（5）中国政府に対する企業経済犯罪防止のための提言をすることとしたい。

1 経済刑法の概念

社会のあるところに犯罪があり、これを取り締まるために刑法が生まれる。経済犯罪の存在、企業の経済的違法行為に刑罰を科すということは昔から行われてきた。そこで経済刑法という概念が形成される。

1980 年代初から中国は急速に市場経済化を進めてきた。市場経済における経済活動は活性化したが、このとき経済分野で多くの犯罪が発生した。個

² 2007 年 7 月に精肉供給業者から不法にリベートを取り、収賄罪に問われていたカルフルの社員 8 名の裁判の判決が 2008 年 6 月 30 日に北京市朝陽区人民法院で下され、被告 8 名に対して、1 年から 5 年の実刑、および収賄したすべての金額 30 万円の没収が言い渡された（法制網 http://www.legaldaily.com.cn/2007fycj/2008-07/01/content_890026.htm ほか）。

事件は、次のようなものであった。カルフル馬連道店の精肉課長の劉連傑およびその他店舗の精肉課長ら 8 名は、肉の買付数量、店舗内の陳列位置などについて決定権を有していることをいいことに、2006 年 6 月から 2007 年 7 月にかけて北京資源亜太食品有限公司および北京華都肉鶏公司に「好處費」（リベート）18 万円を要求し、これを収受した。遡れば 2005 年 5 月から北京華都肉鶏公司是リベートを要求され始めていたという。2007 年 7 月に精肉供給業者からの密告で収賄が発覚し、8 名が逮捕された。2007 年 8 月 26 日にカルフルは 8 名を懲戒解雇した。カルフル中国（本社：上海市）は、2006 年 7 月に各地のスーパーの中国人マネージャーが、商品の買付に際して、売り手から商業賄賂を受け取っていたことを認め、このような収賄行為をなくすという発表をしている（China Daily, 2006.7.18）。そもそもカルフルの経営方針として、納品業者に対して入場料（admission fee）を会社として要求するということがあった。また、中国における商取引においても、不当とは認識されながらも買付け担当者に対して、業者がリベートを支払うという慣行ともいえる制度が存在していた。しかし、最近の中国で商業賄賂に関する取り締まり強化キャンペーンを受けて、カルフルとしても買付け担当者が納品業者から個人的にリベートを取ることを禁じる措置を強くとることにしたのであった。しかし、商業賄賂禁止措置の実行効果は、必ずしもなかったということになる。

³ 2012 年の世界の対中投資実行額は前年比 3.7% 減と 3 年ぶりに減少した。業種別では 2 割を占める不動産業、国・地域別では 6 割強を占める香港の減少が響いた。しかし、日本からの投資は、2011 年の 5 割増に続き 2012 年も増勢（16.3% 増）を維持し、史上最高額になったとみられる（日本貿易振興機構 2013 年 6 月発表）。

人と個人の財産関係から、個人と企業、社会財産に係る利害の衝突ということが増えてきている。経済行為から生じた犯罪なのか否かの分類、判断も難しくなっている。

法治は、市場が求めているものである。市場経済の健全な発展のためには安定した秩序が欠かせない。経済刑法は、最近まで厳格な法的意義をもつ概念ではなかった。しかし、経済的違法行為を法的に規律する必要性が認識されるようになった。経済刑法について始めて言及されたのは、劉白による1986年9月26日の中国法制報における「経済刑法初探」という論説であった⁴。また、初めての書籍は、劉白＝劉用生の『経済刑法』（群衆出版社、1989年）であった。その後、陳興良の『経済刑法学』（中国社会科学出版社、1990年）、趙長青の『経済刑法学』（重慶出版社、1991年）、陳沢憲編『経済刑法新論』（群衆出版社、2001年）、宮厚軍『経済犯罪与経済刑法研究』（中国方正出版社、2003年）、張旭輝＝譚柏平『経済刑法研究』（法律出版社、2005年）、顧肖榮編『経済刑法』（世紀出版社、2008年）などが相次いで出版されている。

経済犯罪に関しては、その犯罪の構成要件および刑事責任の追及方式が伝統的な刑事犯罪と異なる点がある。こうしたことから経済刑法学という学問分野も形成された⁵。

現時点において、経済犯罪の概念については、必ずしも統一的な見解が定まっているわけでない。一般に学説上、広義の経済刑法、狭義の経済刑法、折衷型の経済刑法という分類がある。

広義の経済刑法は、一切の経済活動と経済利益に関する刑法規範をいう。例えば、(1) 経済領域において社会主義経済を破壊する行為⁶と、(2) 社会

⁴ 張瑞（吉林省公主嶺市公安局經偵大隊）法律教育網 2008年11月12日
<http://www.chinalawedu.com/news/16900/175/2008/11/wy48551541311211180026840-0.htm> 最終アクセス日 2013年8月13日

⁵ 孫国祥＝魏昌東『経済刑法研究』法律出版社、2005年2頁

⁶ 欧陽濤『経済領域中嚴重犯罪問題研究』法律出版社、1984年、1頁

主義市場経済関係を侵害し、法により刑事罰を与えられる一切の行為⁷があるとされる。

狭義の経済刑法は、経済全体およびその重要な部門を保護対象とする法律をいう。この場合、範囲が狭すぎ経済刑法は経済管理刑法とでもいうようなものになってしまう。経済犯罪は、自然人または法人が商品の生産、分配、流通およびその他の管理過程において、故意に経済管理法規に違反し、経済秩序を破壊し、この情状が重大な行為をいう⁸。

折衷型の経済刑法は、経済活動を規律し、管理統制する法律規範であり、とりわけ一切の経済構造および経済取引に必要な商品の生産、分配および取引に関する法規をいう⁹。

経済犯罪とは、行為者が不法な利益を得るために、経済取引において許容される経済活動方式を濫用して、すべての直接・間接的に規律される経済活動の関係法規に反して、正常な社会主義商品経済活動に危害を加え、経済生活秩序を乱す行為である¹⁰。

上述した通り、経済犯罪の概念については、必ずしも統一的な見解が定まっているわけでない。しかし、上述の3つの説示には以下の5点の共通項がある。以となる。第一に、(1) 不法な経済的利益を得ることである。第二に、(2) 経済法規（経済管理法規、経済行政法規）に反する行為である。第三に、(3) 生産者、消費者、行政といった経済主体の経済関係を侵害する行為である。第四に、(4) 経済秩序を破壊する行為である。第五に、(5) 経済領域または社会経済活動の中で発生する行為である。

もっとも、取締りの対象は刑法で規定されているので、経済犯罪の概念を統一しなければならないという実務上の意義は余りない。

⁷ 謝宝貴『経済犯罪的定罪量刑』法律出版社、1988年、24頁

⁸ 楊敦先＝謝宝貴編『経済犯罪学』中国檢察出版社、1991年、40頁

⁹ 顧肖榮編『経済刑法』世紀出版社、2008年、4頁。林山田『経済犯罪と経済刑法』三民書局、1981年、89頁

¹⁰ 夏吉先「析商品経済体制下的経済犯罪」法学、1987年第2期

刑法は、各論において以下の経済犯罪を規定している。主には、刑法3章「社会主義市場経済秩序を破壊する罪」の“粗悪商品の生産・販売罪”、“闇取引罪”、“知的財産権侵害罪”、“市場秩序攪乱罪”、5章「財産侵害罪」、6章6節「環境資源保護破壊罪」、8章「汚職賄賂罪」、の“職務着服罪”、“資金横領罪”、などの規定である。また、全国人民代表大会常務委員会の「経済を破壊する重大な経済犯罪を厳しく懲罰することに関する決定」がある。

この経済犯罪行為は、以下のように分類できる。

(1) 工商管理秩序を妨害する犯罪、(2) 金融管理秩序を妨害する犯罪、(3) 税関管理秩序を妨害する犯罪、(4) 徴税管理に危害を加える犯罪、(5) 知的財産権を侵害する犯罪、(6) 汚職賄賂犯罪、(7) 環境資源破壊罪、である。

この経済刑法の立法原則は、以下の2点にある¹¹。

(1) 法益の性質による基準

経済刑法は、経済法により保護される法益を保護するものである。また、国の経済秩序を保護することにもある。

(2) 危害の程度による基準

経済刑法は、経済法の保護法益と対象は重畳する側面があるが、その違いは危害の程度にある。経済法に基づく責任では認容できない程度の行為について、経済刑法が適用され、犯罪として認定される。

経済刑法の研究、発展は、経済犯罪の実態およびその研究と切り離して行うことはできない。そこで、以下、経済犯罪およびその立法に関する沿革および特徴について検討する。

¹¹ 検察日報 2011年7月13日

2 経済刑法の沿革と特徴

(1) 経済刑法の沿革

経済刑法の沿革を明らかにすることで、経済犯罪が多様化し、かつ企業の経済犯罪が多くなっていることが明らかになる。塗龍科（上海市社会科学院法学研究所）は、経済刑法の初の立法から現在まで3つの段階があると分析している¹²。

① 第1段階：1982年～1992年

第1段階は、1982年3月8日に全国人民代表大会が、「経済を破壊する重大な経済犯罪を厳しく懲罰することに関する決定」を發布してから、1992年に社会主義市場経済建設¹³についての言及がされるまでの間である。

改革開放¹⁴以降、共産党および政府の活動の重心は、階級闘争から経済建設に移ってきた。そこで、経済犯罪も生まれ、その研究が重視されるようになってきた。このとき、学界の研究は、(1) 経済犯罪の刑事政策、(2) 経済共同犯罪の量刑、(3) 経済犯罪学説体系の構築という点に重点が置かれた。

このときから経済犯罪取締りが重要な問題となりつつあったことは、鄧小平が、1982年に「我々は、一方の手で改革開放を堅持し、もう一方の手で経済犯罪を取り締まらなければならない。」と述べていることから明らか

¹² 塗龍科（上海市社会科学院法学研究所）「走向“顯学”的經濟刑法学」檢察日報、2008年11月24日

¹³ 1992年10月、中国共産党14回大会は、中国の經濟体制改革の目標は、社会主義市場經濟を建設することであるということを確認にした。1993年憲法は、「国は社会主義市場經濟を実行する」ということを明確にし、社会主義市場經濟の憲法における地位を確立した。これは、計画經濟に対して市場經濟は、個人、社会組織の自主性の發揮により国家經濟と社会の發展目標を實現するというものである。

¹⁴ 改革開放とは、1979年以降の現代化路線にもとづく政策である。この時期に中国は、多くの対外經濟立法を行った。例えば、1979年の「中華人民共和國中外合資經營企業法」、1982年の「對外合作海洋石油資源開發條例」、1985年の「涉外經濟契約法」、1988年の「中外合作經營企業法」などがある。

である¹⁵。

1982年3月8日に全国人民代表大会は、「経済を破壊する重大な経済犯罪を厳しく懲罰することに関する決定」を採択し、発布した。さらに、同年4月13日に国務院は、「経済領域における重大な犯罪活動を撲滅（打撃）することに関する決定」を発布した。これが中国における経済犯罪に関する法律上、政策上の最初の動きであった。

② 第2段階：1992年～1997年

第2段階は、社会主義市場経済体制の建設開始から1997年の刑法改正（現行刑法は、1979年7月1日制定、7月6日公布、1980年1月1日施行から始まる。）までの間である。

この間に経済刑法の基礎理論研究が学界で重視されるようになった。このとき、学界の関心事は、市場経済下の新刑法観を再構築することで、(1) 経済犯罪の基準を認定し、(2) 刑法の社会経済生活への介入度合いをはかり、(3) 単位犯罪を認定し、(4) 経済犯罪の学問体系を確立し、(5) 経済犯罪に関する立法提言をすることであった。

③ 第3段階：1997年～現在

第3段階は、1997年の刑法改正から現在までである。

経済犯罪に関する基礎理論研究は全面的に深まり、徐々に体系化されてきた。この時期の主な問題には、(1) 新刑法典における経済犯罪立法の理論的解釈、(2) 経済犯罪の立法モデル、(3) 経済犯罪の刑事政策と死刑の廃止、(4) 経済犯罪における法規の競合、(5) 経済犯罪における罪状の空白としての行政犯、(6) 経済犯罪の規範的解釈、(7) 経済犯罪の違法性、がある。

¹⁵ 鄧小平『鄧小平文選（第三卷）』人民出版社、1993年版、404頁

(2) 現行の経済刑法の特徴

現行の経済刑法は、上述の立法経緯を通じて、以下の特徴を有するようになって¹⁶。

① 経済犯罪の範囲を全面的に包含した。上述したとおり 1997 年に改正された刑法には経済犯罪に関する規定として、3 章「社会主義市場経済秩序を破壊する罪」、5 章「財産侵害罪」の“職務着服罪”、“資金横領罪”、6 章 6 節「環境資源保護破壊罪」、第 8 章「汚職贈収賄罪」が含まれている。基本的に経済犯罪に対する規制を網羅している。

② 経済刑法によって付与される捜査権は、必ずしも公安機関のみに与えられるものではない。上述の 3 章「社会主義市場経済秩序を破壊する罪」、5 章「財産侵害罪」の“職務着服罪”、“資金横領罪”、6 章 6 節「環境資源保護破壊罪」については、公安機関以外の機関が捜査する。また、8 章「汚職贈収賄罪」は人民検察院が捜査をし、財産侵害罪の 270 条の占有侵害罪および劣悪製品の生産・販売罪、知的財産権侵害罪のうち、重大な社会秩序と国家利益侵害を除いて、軽微な刑事事件の場合には被害者が人民法院に訴えを提起して処理することができる。

③ 単位犯罪または法人犯罪について規定し、多くの経済犯罪について単位を犯罪主体として認め、刑罰上、個人と単位（企業）の双方を罰する両罰制をとることとした。

中国において、事業単位の経済犯罪が問題となりつつある。

中国刑法は、経済犯罪において単位の犯罪を認定する場合の規定を設けている。第 1 章「国家の安全に危害を及ぼす罪」、第 4 章「公民の人身的権利および民主的権利を侵害する罪」、第 5 章「財産を侵害する罪」、第 9 章「汚職罪」、第 10 章「軍人が職責に違反する罪」において単位の犯罪を規定している。

例えば、刑法 30 条は、「会社、企業、事業単位、機関、団体が実行し、社

¹⁶ 前掲注 (4) に同じ。

会に危害を及ぼす行為は、法律が単位犯罪と規定する場合、刑事責任を追究しなければならない。」と規定している。

④ 財産罪の刑罰を加重した。

⑤ 経済刑法と同様の経済行政法を相互に関連させ、経済犯罪はまず関連の行政法の規定に反することを必要とした。例えば、会社の経営者が最初に違反するのは「会社法」の規定であり、金融犯罪者が最初に違反するのは「商業銀行法」の規定である。

3 経済刑法、企業経済犯罪の今日的課題

すべての経済刑法で規律される事案について紹介することは、紙幅の都合上できないので、ここでは、(1) 外資企業にとっても切実な問題である汚職贈賄罪で外国企業がかかわった事案で、かつ主に個人の違法行為ではなく、企業の犯罪と認定された事案を検討し、(2) 一般に事業単位（企業も同様）の経済犯罪がどのような基準で認定されるのかを検討し、(3) 非公務員に対して収賄罪および贈賄罪が認定されることがあるということについて叙述する。

ここでこの問題について検討するのは、外国企業がかかわった事案もすでに存在しているので、その判断基準について明らかにしておく必要があると考えるからである。

中国で外資系企業による贈賄事件が表面化するのは珍しくない。2006年には独シーメンスが医療機器の納入を狙って複数の中国の病院に便宜を図っていたことが発覚した。日本企業でもトヨタ自動車の金融子会社がディーラーに賄賂を贈ったとして2010年に行政処分を受けている¹⁷。

(1) 外国企業による汚職贈賄罪

① 英グラクソスミスクライン事件

英製薬大手グラクソスミスクライン（GSK）の中国現地法人が、薬価引き

上げや販路拡大のために政府部門や病院などの関係者に賄賂を提供していた問題で中国人幹部 4 人が 2013 年 7 月に逮捕された¹⁸。中国で商業賄賂が多い分野は、建設工事、土地の払い下げ、医薬品の販売、政府買い付け、資源開発、出版事業、銀行の信用貸付、証券、保険、通信、電気事業などであると言われている。

GSK は、学会や研修を手配する旅行会社に費用を水増し請求させ、実際の支払い額との差額を贈賄資金として保留し、これを薬価引き上げや販路拡大のために政府部門や病院などの関係者に賄賂として提供していた。公安当局は GSK の中国人幹部 4 人を拘束し、「GSK が旅行会社などに移し替えた資金は 30 億元に達する。」と述べている。

② 仏サフィ事件

2013 年 8 月初旬に仏医薬品メーカー、サフィの中国現地法人で極めて大きな商業賄賂問題が発生した。

これは、匿名の内部通報者が、サフィの中国現地法人が 2007 年 11 月前後に北京、上海、杭州および広州の 79 病院、503 名の医師に「研究者費」という名目でおよそ 169 万元を支払っているという資料を新聞社に送ったことから明らかになった。この研究者費は、実際上は、同社の高血圧薬、糖尿病

¹⁷ 自動車ローン業務の独占を目的に 4S 店にリベートを支払ったとして、トヨタ自動車の全額出資子会社「トヨタ自動車金融（中国）有限公司」が杭州市工商局江乾支局から行政処罰に関する通告を受けた。工商局の調査結果によると、2008 年 8 月から、トヨタ自動車金融（中国）有限公司は自動車ローン顧客を獲得するため、杭州金豊トヨタ自動車販売サービス会社、浙江広豊通田自動車有限会社、杭州東昌自動車販売サービス有限会社などでトヨタブランドの自動車販売の「手数料」または「サービス料」名義のリベートを支払っている（新華網、2011 年 7 月 13 日）。

¹⁸ GSK は、学会や研修を手配する旅行会社に費用を水増し請求させ、実際の支払い額との差額を贈賄資金として保留。薬価引き上げや販路拡大のために政府部門や病院などの関係者に賄賂を提供していた。公安当局は GSK の中国人幹部 4 人をすでに拘束した。公安省は、「GSK が旅行会社などに移し替えた資金は 30 億元（約 480 億円）に達する」と発表している（Wall Street Journal 2013 年 7 月 18 日）。

薬を処方してもらったための謝礼であった。告発によると、79の病院のほか北京の5つの病院、43名の医師にも各種の方式で2万元余を支払っている。

サフィの内部基準では、1症例（処方）に対して医師に80元を支払う。最も多く受け取っていた医師は140回処方し、1万1,200元であった。この内部通報者は、身分を明らかにしていないが、元サフィ中国法人の従業員の話では、高級幹部しか知り得ない情報だということである¹⁹。

内部通報者によると、サフィの営業員は通常1人で2～3の病院を担当し、さらに数人の地域マネージャーがこれを管理しているという。内部通報者が提供した情報は、氷山の一角ということになりそうだ。提供された資料には、2007年5月に北京航天病院など5病院の27名の医師に商品券、図書券、事務用品、食事券など4,200元を支払ったというものもあった。通報を受けた新聞社は、すべての病院名、賄賂を受けた医師の人数、支払われた金額を報道している。

北京市は、市紀律検査委員会、検察局、公安局、衛生局などで調査チームを組織し、調査を開始した。違法行為の情状が重大な医師に対しては、免許証を取消し、刑事罰を科すこともあるという²⁰。問題は、研究者費、臨床研究費などが、実際の研究費であるのか、リポートや賄賂と解されるのかである。1回毎に渡される金額が少なくても、この継続性、累計金額が判断基準となる。

中国医師協会は、国家衛生計画委員会の委託を受けて、医師の資格審査を始める。悪徳医師のブラックリスト制度を作る決定もした²¹。

国有医薬品企業の競争は外資企業よりも激烈で、各種名目で病院、医師に対する支払いがなされているのではないか。新薬がそう簡単に作れる訳でもなく、新薬であっても薬の特性だけで競争することはできず、営業方法等で

¹⁹ 自国網 2013年8月8日

²⁰ 北京晩報 2013年8月10日

²¹ 経済参考報道 2013年8月16日

競争するしかなくなっているからである。いずれも「皆で渡れば怖くない」行為であるということもある。

ある医師が明らかにしたところでは、処方権限を有している内科医師の場合、1 ヶ月に1 万元のリベートがあり、このうち 60～80%を上司、薬剤科の責任者など関係者に回しているという²²。

現在、サファイ以外の外資医薬品メーカーにも調査が入っているようである。

医薬品メーカーに限らず、中国における商業賄賂の問題には十分に気をつけなければならない。従業員に対するコンプライアンス教育が不可欠であるし、会社としてコンプライアンス体制を構築しなければならない。

上述の病院や医師に対する各種名目の謝金は、仏本社または中国法人の指示というよりも、中国においてはごく一般的な商慣行ということであろうし、また、これは中国人が固有に備えている資質である。それでも、これが商業賄賂と認定されるならば、監督責任ということになる。黙認していたとすれば、なおさら故意、悪意が認定される。そうであると会社が刑事犯罪を行ったということで処罰されることも視野に入ってくるからである。

現時点（2013 年 10 月 18 日）でまだ経済刑法が適用されるという判断になったか否かの情報は伝えられていない。

③ 仏ダノン事件

フランスの食品大手ダノングループで、子会社の医療用栄養食メーカー「ニュートリシア」が贈賄行為を行っていた疑いが浮上した²³。同社の営業員が売り上げを伸ばすために病院関係者に賄賂を贈っていたという。

贈賄疑惑を明らかにしたのは中国の民間経済紙「21 世紀経済報道」で、ニュートリシアの営業員が製品の販促を行う際、北京市内の 14 の病院の医師に対して、現金のリベートや旅行券、娯楽サービス券など、「不正」な手

²² 経済参考報道 2013 年 8 月 16 日

²³ Wall Street Journal 2013 年 9 月 27 日

当を提供していた疑いがあると報じた。このような賄賂を受け取った医師は100人を上回るという。

同紙は、関係書類を提供した匿名の密告者から得た情報として、ニュートリシアでは一部の医師に対して毎月謝礼を提供するための予算が割り当てられていたと報道している。6人の医師に対して合計で2万3500元の謝礼金が支払われたとの例を挙げた。また、同社は、2010年7月から13年8月までの間に30万元相当の現金や贈り物を提供していたと伝えている。

(2) 事業単位の経済犯罪

刑法が単位犯罪について規定したのは、自然人の犯罪を規定するだけでは、市民の経済利益の保護や公正な取引を十分に確保できなくなっているという実態があるからである。以下、すでに事業単位の犯罪として認定された事件について検討し、その適用基準や論点、保護法益について分析する。

① 事案の概要²⁴

2008年5月初めに某県経済情報化委員会（以下、「X」という。同委員会は、市政府の委託を受け、国庫および自治体の予算で事業を行う。）は、市政府が発行した航行妨害補助金支給に関する文献を受領し、同時に財政から当該補助金額70万元が入金された。

この文献の規定によると、Xは、管轄区内の20余企業にそれぞれ2～5万元の航行妨害補助金を支払わなければならないとされていた。

文献を受領した後のXの主任王某と殷某、張某、譚某の3名の副主任（以下、この4名を「Y」という。）は、王の事務室で示し合せて、20万元だけ補助金を支給し、50万元はXの裏金することにし、このために初めに70万元を個人企業にすべて支給し、その後この企業から50万元をXに戻すこと

²⁴ 重慶市梁平県人民検察院「貪汚罪還是單位受賄罪關鍵在于碍航補償金是否是國家財政專項撥款」東方法眼 2011年9月21日

を画策した。この画策をした後、江某（以下、「Z」という。）が所有する未登記の個人企業をパートナーにすることを決めた。その後、YはZとこのことに関して通謀し、上記画策を実現することとした。

同年 6 月初めに Y は、70 万円の補助金を全額 Z に支払い、Z は、数回に分けて合計 50 万円を X の銀行口座に振り込んだ。

この銀行口座は、Y のリーダーである殷（仮名）の名義で開設された裏金用の口座であった。2008 年末、Y は各人の口座にそれぞれ 5 万円を分配し、さらに幹部会議を開催した際に部下 6 名にそれぞれ 4,000 円を分配した。しかし、部下は Y がそれぞれ 5 万円を取得していることを知らず、かつ、Y のほかの単位のその他職員は、この裏金の存在を知らなかった。

事件が発覚したときには、裏金の残金はほとんどなく、裏金の用途を示す領収書は見つからなかった。Y によると外部単位との飲食接待費に 26 万円がかかっており、20 万円はこの接待費に補填していたということである。

事件の背景には、政府が農民の土地を農民の承諾をとることなくデベロッパーに売却し、土地取引収入を得ようとしたことがあるようだ²⁵。

② 単位犯罪認定に関する論点

Y および Z の行為は、どのように考えられるのか。単位犯罪といえるであろうか。以下の i) ～ iii) の争点がある。

i) Z の口座に入金された 50 万円は、国庫補助金（国有資産）である。しかし、他人の財物ではない。国家国有資産管理局の「国有資産の財産権範囲確定および財産権の紛争処理暫定弁法」の関係規定によれば、70 万円の航行妨害補助金は、国家財政の専門科目からの割当金であり、国有資産と認められる。Y は文献の規定に違反して、70 万円をすべて Z に支給した。

²⁵ この事件が、政府機関による単位犯罪であるか否かは不明であるが、全国で同様のことが多数報じられてもおり、この中には政府系の事業単位による経済犯罪と認定されるものもありそうである。

この行為は、Zに一時的にこの資金が留め置かれたとはいえ、この資金が国有の資金であるという性質を変えるものではなく、ZはXの指定する口座に50万円を戻しており、このお金が他人の財物であるとは認められない。

この操作が行われたのは、YがZの口座を利用して国有財産を奪った行為であって、「不法に他人の財物を収受した」行為であるとはいえ、同時にXとZの間には何ら前提となる取引行為がなく、「各種名義でリベート、手数料を収受した」行為であるとも認定できない。

ii) しかし、Yは、50万円を補助金の目的とは別の目的のために流用しようとしたものであり、この点について国有資産を汚職・横領しようとする犯意があったことは明らかである。かつ、Zとの共謀も行っている。

以上の行為は、最高人民法院の「汚職、職務上着服事案における共同犯罪の認定上の幾つかの問題に関する解釈」における規定に照らして汚職罪が認定できる。

iii) 単位の収賄罪が問えるか否か。Yは、70万円の補助金のうち50万円を裏金にしようとした。これは、単位としての名義で行われた。

しかし、実際にはYの意思であり、単位の意思が働いた訳ではない。単位の犯罪意思を認定することはできない。

さて、上記の事案の報道では、法院の判決が紹介されていないので明らかではないが、結論は、i)～iii)で叙述されている通りであり、Yの汚職罪を認定するものの、単位犯罪としては認定されないと判旨したものとする。

しかし、この結果を如何に評価すべきであろうか。結果が正しいとするには、些か疑問がある。

③ 単位犯罪を規定する保護法益は何か

最高人民法院の「単位犯罪事件を審理し具体的に法律を応用する関連問題に関する解釈」3条は、「単位の名義を盗用して犯罪を実行し、違法所得が犯罪を実行した個人によって私物化された場合は、刑法における自然人犯罪の規定に照らして罪を確定し処罰する。」と規定している。

この規定によれば、上記の事案は単位犯罪とは認定し難く、Y らによる経済犯罪という認定も妥当なように思える。

それでも刑法が単位犯罪について規定した保護法益は、自然人の犯罪を規定するだけでは、「市民の経済利益の保護」や「公正な取引」を十分に確保できなくなっているという実態があるからであると考ええる。

上記事案において、単位の意思を認定する基準は何か。

単位の刑事責任を追及するためには、単位代表または機関構成員が単位犯罪を実行する故意または過失を備えていることが必要であるだけでなく、単位自身が客観的に、単位構成員が犯罪行為を実行することを惹起・刺激・許容する構造・政策・文化等の条件を備えていることが必要であるということが言われている。

しかし、上記のような事案をいつまでも個人の犯罪に留めておいては、単位の経済犯罪を規定したことは有名無実であるように思える。監督責任が強く問われることが必要ではないだろうか。単位内部のコンプライアンスが十分に確保されないというような風土があるから事件が生じるのではないか。

上記の事案は、Y と Z に取引関係が存在する訳でもないから、経済取引とはいえ、従って経済刑法という範疇には含まれないものであるという意見もでるであろう。

しかし、日本において経済刑法の概念を規定する場合、「租税や補助金は、経済取引とは直接的に関係はないが、経済政策の一手段として大きな役割を果たしている以上、租税犯罪や補助金搾取等を経済秩序を侵害するものとして位置づけ、経済犯罪の 1 つとして論ずる必要がある。」²⁶と言われる。この点は、今日の中国においても適用されると考える。

単位の経済犯罪に対する認識は高まってきている。市民の経済利益を確保する上でも単位犯罪の適用範囲を広く考える必要があると考える。

さて、企業の経済犯罪においても、機関の構成員の意思が企業の意思とし

²⁶ 神山敏雄『経済犯罪の研究（第 1 巻）』成文堂、1991 年、9 頁

て認定されるか否かという問題が生じる。それでも企業の場合には、政府機関や政府系事業単位と異なり、比較的容易に企業の関与が認定される。

(3) 非公務員の収賄罪および非公務員に対する贈賄罪

以下は、非公務員の収賄罪および非公務員に対する贈賄罪に関する事案であり、企業の担当者が罪に問われたものであるが、場合によっては単位の罪になるとも考えられそうなものである。

この規定によれば、下記の事案は単位犯罪とは認定し難く、Yらによる経済犯罪という認定も妥当なように思える。

それでも刑法が単位犯罪について規定した保護法益は、自然人の犯罪を規定するだけでは、「市民の経済利益の保護」や「公正な取引」を十分に確保できなくなっているという実態があるからであると考ええる。

① 非公務員の収賄事件²⁷

X（台湾人）は、2003年から2004年の間、ロシュ中国本部の総裁であり、ロシュ診断製品（上海）有限公司の取締役（董事）兼代表執行役（総経理）であった。

Xは、在任期間中に医療器械会社Yからロシュの代理店になりたいという申し出を受けた。Xは、代理店契約をするに際して、Yから193万円の賄賂を受け取った。

2004年9月16日にXは、上海市公安局に逮捕され、2005年3月22日に上海市静安区人民法院において実刑8年、財産没収5万円の判決を言い渡された。

② 非公務員に対する贈賄事件²⁸

2003年10月、天津市某ゴルフクラブ工事部マネージャーのXは、ゴルフ

²⁷ 項先権＝唐青林編『企業家刑事法律風險防範』北京大学出版社、2008年、53-54頁

²⁸ 項先権＝唐青林編『企業家刑事法律風險防範』北京大学出版社、2008年、68頁

クラブが空調設備を購入する際に、知人の紹介で某空調設備メーカー天津事務所の業務マネージャー Y と知り合った。

X は、職権により Y と契約することとした。契約は、29 万元で某空調設備メーカーのエアコンを購入するというものであった。契約に基づきエアコンが納品、設置された後、X はエアコン代金を支払った。その後、X は、Y の事務室においてリベート 2 万元を受け取った。

X は、同様の行為により、他の業者からもリベートを受け取ることをしていた。

天津市東麗区法院は、X の行為を非公務員の取賄罪と認定し、X に懲役 3 年を言い渡した。また、Y の行為を非公務員の贈賄罪と認定し、Y に懲役 6 ヶ月、執行猶予 1 年を言い渡した。

4 経済刑法、企業犯罪の外国企業への影響

(1) 企業経済犯罪に関するリーガルマネジメントの必要性

外国企業が中国企業と行う取引は、一般商品売買、生産委託、技術供与から直接投資へと取引形態が複雑になっている。こうした中、国際商事紛争が増えていることは周知のとおりである²⁹。従来の経済紛争においては、当然ながら企業間の紛争が中心である。しかし、最近では、企業間の紛争のほかに企業と国家機関、企業と従業員との間の紛争が増加している。

企業と国家機関という関係では、典型的な問題として、例えば、独資企業や合弁企業への設備投資に対する課税問題がある。企業が投資のために輸入した設備について、免税輸入措置を取得するために虚偽の申告をして輸入し

²⁹ 中国で最大の国際商事仲裁機関の中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) の 2012 年の仲裁受理件数は、1,060 件にもものぼる (<http://cn.cietac.org/AboutUS/AboutUS4Read.asp>)。この件数は、仲裁裁判所 (International Court of Arbitration。本部バリ) の受理件数 (800 件程度) を上回り、世界で最も多い。日本商事通再協会の受理件数は、年間 20 件弱である。

たとして追徴課税されるといったケースである。企業が国家入札に参加する場合に贈賄行為があるととして訴追されることもある。企業間の取引においても贈賄が成立することもある。

企業と従業員との間の紛争としては、営業秘密漏洩などが問題となるケースが増加している。技術者の転職が常態である中国において、企業は従業員・技術者と営業秘密保持・競業禁止契約を締結しているが、それでもなお技術者の転職に際して営業秘密漏洩が問題となることが多い。自動車部品メーカー「ミクニ」（本社・東京。原告。）が四川省成都に設立した独資企業「成都三国紅光機械電子有限公司」の元社長堀茂（被告。日本人）と4人の元中国人労働者が、同社を退職した後に、同社の営業秘密を持ち出し、ライバル会社を設立してミクニの営業秘密を利用して製品を生産・販売したとして、2007年3月にミクニの営業秘密侵害罪で起訴された事件の判決が2009年12月に成都市中級人民法院で言い渡された。法院は、被告に対して、(1) 営業秘密侵害罪で懲役2年5月、(2) 罰金50万元を支払えとの判決を言い渡した。

これらは単なる経済紛争として処理されることよりは、企業または従業員による経済犯罪といった側面にとらえられる。実務界においても中国事業における経済犯罪リスクが着目されるようになりつつある³⁰。

(2) 中国進出企業の企業経済犯罪に関する検討事項

企業の実務上の意義・問題という点に関しては、次のことが指摘できるのではないか。

すなわち、対中事業展開をしている外国企業の多くが、中国人の経済紛争解決意識に対する理解不足から、①経済紛争を未然に防止するためのセーフ

³⁰ 例えば、遠藤誠＝宮艶会「中国ビジネスにおける経済犯罪リスク・リポート事件を題材として」Business Law Journal, Lexis Nexis, 2010年11月、No.32、84－89頁

ティーネットの形成、②経済紛争が発生しそうな場合の事前対処法の検討、③経済紛争発生時の対応、④経済紛争解決後の処理方法について、適切な方策を講じられていないと考えるからである。とりわけ、経済紛争発生時に迅速かつ適切な解決を図れていない。このため、企業は紛争をいたずらにエスカレートさせ、適切な解決がなされないまま多大の損失を生じさせているという問題がある。

そこで、中国進出企業、また中国に直接投資などの方式で進出はしてなくても対事業展開（貿易や生産委託など）をしている企業としては、経済犯罪について検討をしておき、事件発生後の対処方法について準備しておく必要がある。

(3) 外国政府関係機関による本国企業の中国における贈賄行為摘発

中国の経済刑法が適用されたという事案ではないが、外国政府関係機関が、本国企業が中国事業を行う中で中国の公務員に贈賄をした行為を摘発するということが起こっている。

米国証券取引委員会（SEC）は、J.P. モーガンが中国政府高官の子女（中国金融当局の元高官の息子と、中国鉄道省元幹部の娘）を雇用することで、業務上の利益を得ようとしているのではないかということで、同社の調査を開始した。いずれも採用後に親が関係する企業から J.P. モーガンの香港拠点で助言業務など重要契約を獲得しており、因果関係の有無を SEC が調べている。米企業が外国政府高官の親族を雇うのは基本的に自由であるが、それが特定のビジネス案件で便宜を得るのが狙いと米海外腐敗行為防止法に抵触し、贈賄と認定される可能性がある³¹。

日本でも愛知県警が、2013年9月11日にトヨタ自動車系の自動車マフラー大手「フタバ産業」元専務を、現地法人に便宜を図ってもらおうと、中国の地方政府幹部に賄賂を渡したとして、不正競争防止法違反（外国公務員への

³¹ 日本経済新聞 2013年8月20日

贈賄）容疑で逮捕したことが報道された³²。

名古屋区検は2013年10月3日、元専務を不正競争防止法違反（外国公務員への贈賄）の罪で略式起訴した。名古屋簡裁は同日、罰金50万円の略式命令を出し、元専務は即日納付した³³。

起訴内容によると、香港にあるフタバ産業子会社「雙葉科技」の代表を務めていた元専務は、2007年12月に広東省の工場で発覚した違反の処罰を軽くするため、地元政府幹部に賄賂を渡したというものである。事実関係は、次のようなものであった³⁴。

2006年11月、工場に中国の税関当局が査察に入った。このとき、関税が優遇されている機械を無断で別の工場に移設していたことが発覚した。工場は税関当局から違法操業を指摘された。一時操業停止や生産停止といった厳しい処分が予想される事態だった。

工場で製造された部品は日本の大手情報機器メーカーに供給されていた。工場が稼働しなくなれば製品の輸出はストップし、現地法人が多大な損害を被る可能性があった。

そこで、元専務は、2007年12月に高級中華料理店で、地方政府の幹部に約3万香港ドルと高級ブランドのバッグを手渡した。賄賂を受け取った幹部は、税関職員とともに貿易を監督したり、証明書を発行したりする権限を持っていた。これによって工場の罰金額は大幅に減り、操業停止などの処分が課されることもなかった。

元専務はこの事件の5年ほど前から、地方政府幹部や税関幹部に贈賄を繰り返していた。愛知県警の調べに対して、賄賂は2002年ごろから計16回、

³² 日本経済新聞 2013年8月20日

<http://www.sankeibiz.jp/business/news/131013/bsa1310130701000-n1.htm>

³³ <http://www.asahi.com/national/update/1003/NGY201310030036.html>。名古屋地検は今回の区検の処分について、元専務が罪状を認めている点や過去の事例を踏まえ、公判請求せずに略式起訴した、と説明した。

³⁴ <http://www.sankeibiz.jp/business/news/131013/bsa1310130701000-n1.htm>

総額約 5,000 万円相当に達していた。

さて、この米国と日本における 2 つの事件は、中国が党・政府幹部の反腐敗、経済犯罪に対する取締りを強化しているものの、取締まり対象が政争に利用されているだけで、真に経済活動における公正・公平な取引を担保するためとは必ずしも評価できず、単なるポーズとしか見えないところ、外国政府が自国企業を律することで、中国政府にも国有企業を含めた経済犯罪の取締りをさせるための圧力をかけようとしているという側面もあると想像される³⁵。

5 企業犯罪防止のための提言

(1) 企業犯罪の背景 ～ GDP 主義と道徳の崩壊

最近、中国で道徳意識＝モラルが低下ないしは崩壊しているという論文が見られる。例えば、鄭永年の「中国的 GDP 主義及其道徳体系的解体」³⁶や何懷宏＝張天潘の「社会道徳不能依附于政治」³⁷などである。

鄭は、中国が過度に GDP を追求したために、負の社会的効果が発生しているという。負の社会的効果とは、所得格差、社会の文化、労働者の権利剥奪、環境悪化などであるが、これだけでなく、さらに道徳の崩壊があると指摘している。

³⁵ 経済協力開発機構 (OECD) に加盟する日本は 1998 年、「外国公務員への贈賄防止条約」を締結。不正競争防止法を改正し、贈賄企業を取り締まる環境を整備した。しかし、日本国内でこれまで摘発された事件は、今回を含めて 4 件にとどまる。汚職を監視する NPO 法人「トランスペアレンシー・ジャパン」(東京)によると、OECD 加盟国の 2011 年までの摘発件数は計 708 件。トップの米国は 275 件、2 位のドイツは 176 件に上る。摘発が低調な日本は OECD からたびたび、「経済規模の割に摘発件数が少なく、積極的な取り締まりをしていない」と勧告を受けてきたという (前掲 (注) 30 に同じ)。

³⁶ 中国人民大学民商事法律科学研究中心のホームページ“中国民商法律網”

³⁷ 南方都市报、2012 年 7 月 1 日

何＝張は、近年のモラルの低下は著しく、このことは例えば、小悦悦事件（2歳の女兒が道路の中央でワゴン車にはねられたにもかかわらず、通行人は誰も見向きもせず、直後に別のトラックにもはねられ死亡したという事件）や食品安全・詐欺などの商業倫理の低下として顕在化しており、今日の道徳は不安定であるという。

リチャード・ウィルキンソン（Richard Wilkinson、米国の公衆衛生学者）は、『格差社会の衝撃』（How economy inequality harms societies）³⁸において、一国における1人当たりGDP所得格差が大きい国ほど問題発生率が高くなり、社会に悪影響を及ぼすと指摘している。問題発生率は、平均寿命、子供の学力、乳児死亡率、殺人発生率、囚人の割合、10代の出産率、人を信用できる率、肥満率、薬物・アルコール依存症、精神疾患の率などで計られる。

今日の中国は、所得格差が著しく拡大していることは周知の通りである³⁹。リチャード・ウィルキンソンの理論が中国でも適用しているといえそうである。道徳意識＝モラルの低下も数値化できないにしてもウィルキンソンの指摘する問題に入りそうである。

全国総工会と中国科学院心理学研究所は、職場におけるストレス調査を共同で実施した。全国20都市、2,039人に対する調査であったが、調査対象者の63.3%がストレスを感じ、うち13.5%が非常に強くストレスを感じていた。13.5%の人のストレスは、不安、不眠、鬱状態として発現し、メンタルヘルスを必要とする人が増加しているという⁴⁰。職場において、このようなスト

³⁸ リチャードG.ウィルキンソン（池本幸生・片岡洋子・末原勝美訳）『格差社会の衝撃—不健康な格差社会を健康にする法』書籍工房早山、2009年

³⁹ 世界の5,000万ドル以上の所得のある超富裕者のうち、中国人割合が6%になっている。これは米国の50%弱に次いで世界2位の多さである（Wall Street Journal 2013年10月11日）。このことは何を意味するか。所得格差の拡大の凄まじさである。中国西南財経大学の調査によれば、中国の1%の家庭が160万ドルの資産を保有しているのに対して、一般家庭の平均資産は36万8,000ドルでしかない。

⁴⁰ China Daily 2012年9月12日

レスを感じるが多くなっていることも大きな社会問題として捉えられる。

拝金主義、利益至上主義がモラルの低下を生み、贈賄事件を引き起こしている。不正競争防止法などがあるが、公平・公正な取引がなされていない。法による強制力だけでは、効果が不十分である。道徳教育ということも必要である。

(2) 企業犯罪防止のための提言

① 行政調査制度の整備

企業の不祥事や違法行為を防止し、取り締まるために、行政機関による職権調査は、重要な機能を有する。しかし、行政機関による法に基づかない資金獲得を目的としたような不適切な調査が存在し、さらには不当に行政処罰（罰金）を科すなどの行為があり、このような場合に企業を救済する制度が十分に確立されていないといった問題がある。行政調査制度を規整し、まっとうな企業を救済する仕組みを確立する必要がある。

N市X社は、N市統計局から企業の統計調査を実施するにつき、有料の統計業務研修会議に参加し、また「統計検査調査票」に必要な事項を記載して返送するようという通知を受けた。

しかし、X社は、この調査の法的根拠が明らかでなかったことから、会議参加および調査票への回答をしなかった。これに対して、N市統計局は、X社が行政命令に違反したとして、行政処罰（罰金）を科した。

X社は、この処罰を不服として、人民法院に不服申立てをした。

人民法院の審理において、以下のことが明らかになった。(1) N市統計局の統計調査は、有料の統計業務研修会議に参加した企業でなければ、「統計検査調査票」を受け取ることができないというもので、(2) この会議は観光地で開催され、交通費および宿泊・食費は企業が自己負担しなければならない、(3) かかる研修費用は政府の財政により拠出しなければならないという規定に反し、(4) 本当の目的は、N市統計局が自らの収入を図るための会議であり、明確な法的根拠がないにもかかわらず企業から各種の費用を調達しよう

とする「乱収費」に相当するものであった。

そこで、人民法院は、N市統計局の通知は不適法であり、X社に対するN市統計局の行政処罰を取り消すという判断を下した。

なぜ、このような事件が生じるのか。行政調査の意義は認められるが、行政調査を行う法的根拠や制度が確立されていないという問題がある。現時点において地方政府の条例で「行政手続規定」といったようなものが存在する。

しかし、この規定においても、(1) 行政調査の目的、(1) 調査の主体やその資格、(2) 具体的な調査体制、方法および内容、(3) 調査により得られた情報の使用方法、(4) 情報の秘密保持、(5) 調査に不服がある場合の救済制度などについて制度が十分に確立されているものはないに等しい。

そうであるので、行政調査権の濫用という実態があり、上述のような事件が多く発生している。

このとき、行政調査制度を規整する必要があるほか、同時に行政調査に対する救済制度を整備する必要がある。これまでの行政不服申立て、行政訴訟の改正だけでなく、行政仲裁や国家賠償制度、行政補償制度などについてより一層の検討、改正がなされなければならない。

② 情報公開条例の制定

2011年7月23日夜の温州市における高速鉄道事故から2年以上が経つ。

この事故処理をめぐっては、多くの法律問題が存在する。第一に、(1) 「突発事件緊急対策法」の適用上、事故処理の妥当性が問題となる。第二に、(2) 「生産安全事故報告および調査処理条例」に基づく場合、事故現場および関係証拠の適切な保全要求に従ったといえるか。第三に、(3) 「政府情報公開条例」が要求するところの“すみやか”“的確な”情報が開示されないことである。第四に、(4) 「権利侵害責任法」に基づく損害賠償額の適否である。第五に、(5) 「刑法」に基づく、刑事責任の追及問題がある。

このような法律問題が様々ある中、2011年7月31日に人民大学法学院で「反省と改革：列車事故の法律問題の検討」と題するシンポジウムが開催さ

れている。

こうした法律問題の中でも、多くの市民にとっての最大の関心事は、事故原因の究明にあるのではないか。事故調査に関するプレスリリース（新聞発布会）が行われた際、あるメディアは、「発紙会」（紙を配るだけの会）ではないかと批判したという。2枚の紙が配られ、ここには被害者の氏名もなく、記者の質問に応えないというものであった。

政府情報公開条例は、公民、法人およびその他の組織が法により政府の情報を取得することを保障し、政府の業務の透明度を高め、法による行政を促し、政府情報の人民大衆の生産、生活および経済社会活動へのサービス提供機能を十分に発揮するために制定されたものである（同条例1条）。

しかし、今回の鉄道事故の調査に関しては、この条例制定の精神が反映されているとは言い難い。条例の精神として重要な点は、公正で民主的な行政の推進に資する（日本の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」1条には、このように同法制定の目的が書かれている。）ことではないかと思うが、かかる意識が欠如していると思えなくもない。

なぜ、十分な情報公開がなされないのか。この点に関して、劉俊海・中国人民大学法学院教授は、中国の鉄道体制の改革が行われていないことに問題があると指摘している。

2008年に中国において大規模な政府機関の機構改革が行われ、「政企分開」（政府から企業部門を分離し、企業の独立採算制を実行する。）が進められた際、鉄道省は、「政企不分」が維持された。市場における自由競争が、ひいては経済の繁栄をもたらすという理論に対して、鉄道は建設工事の任務が非常に重要であるので、改革対象から外すという特例措置が認められた。

しかし、この結果はどうであったのだろうか。中国の鉄道技術に対する信頼性が、世界中で失われることになった。鉄道の安全監督・管理措置に不信任が突きつけられた。劉俊海教授は、「いかにして我々は鉄道技術を海外に輸出しようとするのか。まず、足下の国内市場を固めなければならないのではないか。むやみに“走出去”（海外投資）により世界市場を占有するなど

という軽口は慎むべきではないか。人に笑われるだけだ。」という。

鉄道省の腐敗は、これまでに幾度となく指摘されてきた。最近では、2011年3月にも北京—上海間の高速鉄道建設工事で不適切な49億円の契約が発覚したことがあった。

人身に大きな損害を及ぼす鉄道事故においても鉄道法58条の過失責任の原則規定から、責任を免れることが少なくなかった。さらに、かかる規定があるが故に、事故の原因を隠蔽する体質もあると言われる。

鉄道省に限らず、情報公開の真の意義「公正で民主的な行政の推進」を再度認識する必要がある。

③ 法治国家から法の支配へ

中国で法整備が進展している。法体系は、西側先進資本主義国のものと変わらないと評価される。しかし、西側諸国における「法の支配」(Rule of Law)は、生まれそうにない。

中国に立派な法体系がある。この法を以って社会主義秩序が形成されている。したがって、「法治国家」(形式的法治主義)であるといえる。しかし、この場合の「法治」は、「法の支配」(実質的法治主義)とは異なる。

1999年に憲法の一部改正が行われた際に「法によって国を治め(依法治国)、社会主義法治国家を建設する。」という文言が追加された。ここで「依法治国」とは何かが問題となる。一見、法治主義ではないかと考えられるが、実はそうではない。

依法治国の主体は何かがまず問題となる。主体として、(1) 中国共産党、(2) 全国人民代表大会、(3) 国家機関、および(4) 人民が考えられる。次に、客体は何か。(1) 中国全土、(2) 国家事務、(3) 国家権力の何れか。

西側諸国では、法治主義とは、「人民が、法により国家権力を治める。」ということになるが、中国の場合には「中国共産党が、法により中国全土を治める。」と定義されることになりそうである。中国共産党による「以法治国」(法を手段とした治国)と解される。

このようにいうのは、2012年1月11日の法院日報に掲載された最高人民法院の胡雲騰による「社会主義法治理念および司法理念のいくつかの認識問題について」と題する評論から判断できるからである。

胡は、2007年12月に胡锦涛総書記が全国政法工作會議代表と全国裁判官、全国検察官との座談会の席上で提起した「党の事業堅持を至上とし、人民の利益を至上とし、憲法法律を至上とする。」という言葉を人民法院の司法理念として学習しなければならないと述べている。すなわち、法院といえども何より真っ先に「当の事業を堅持することを至上」とするということである。

胡は、次のようにいう。

「中国は民主と法治を確立する過程において、西側の法治理論と実践を知る必要があるが、“依法治国”の基本方針を進める上で、中国の政治制度、歴史伝統、思想文化、価値体系等の国情に相応しくない思想理念、価値観であって、中国の特色ある社会主義法治国家建設の障害になるものについては、断固として決別しなければならない。」

胡は、中国において共産党は、全人民の利益を代表するのであって、共産党自身にはいかなる特別の利益も存在しないという。そうであるから恐らく「中国共産党が、法により中国全土を治める」ことは、「中国人民が法により中国全土を治める」ことに他ならないという議論になるのであろう。

しかし、そうであろうか。共産党を構成しているのは、共産党員である。全ての共産党員が何ら個々人の利益を考えていないというように清廉であろうか。「否」という回答になりはしないか。

江利紅（華東政法大学法律学院教授）は、中国における法治主義の実現に向けて、(1) 共産党も「依法執政」（法による執政）をするようにし、(2) 行政権の法的統制をし、(3) 司法改革として、①司法の独立、②違憲審査制の導入（現在、中国に違憲審査制は存在しないし、憲法訴訟も認められていない。）をすることなどが必要であるという指摘をしている⁴¹。

中国が「法の支配」に向けて踏み出すのはいつのことになるのか。

さて、最近、共産党中央規律検査委員会と國務院監察部は、汚職・腐敗を

取り締まるウェブサイト⁴² (<http://www.ccdi.gov.cn>) を立ち上げた。反腐敗活動、政府高官の腐敗裁判などについて報道しているほか、市民が、匿名で腐敗を簡単に告発することもできるようになっている。

このサイトは、一般国民が腐敗—それが高官である「虎」であろうと、低い身分の官吏「ハエ」であろうと関係なく—を通報するチャンネルとの宣伝文句で導入された⁴³。本当に機能させようと考えているのか、単なるガス抜き、ポーズに過ぎないのかは判然としない。やはり、市民は懐疑的なようだ。

前述したが、米国証券取引委員会（SEC）は、J.P. モーガンが中国政府高官の子女を雇用することで、業務上の利益を得ようとしているのではないかということで、同社の調査を開始した。この意図は、単純に中国で事業展開をしている米国企業の活動を監督しようとしたものなのか、または、本心では、中国の政府高官や企業の腐敗を暴こうとしているのか注目される。

中国事業を展開する企業は、経済犯罪、反腐敗という観点から自らを律するリスクマネジメントがこれまで以上に重要になる。

まとめ

刑法が企業や単位犯罪について規定したのは、自然人の犯罪を規定するだけでは、市民の経済利益の保護や公正な取引を十分に確保できなくなっているという実態があるからであると考ええる。

単位犯罪を規定する保護法益は何か。日本においても金融・証券不祥事、談合、汚職、食品偽装など各種の企業不祥事や企業犯罪が後を絶たない。そこで、経済刑法という概念が生まれ、企業の犯罪を認定して罰則を強化しようという考え方が生まれる。市場経済主体間における公平な競争の確保のため

⁴¹ 江利紅「現代中国における“法治主義”とその実現に向けた課題」比較法雑誌、日本比較法研究所、第45巻第1号、2011年6月、372-382頁

⁴² <http://www.ccdi.gov.cn>

⁴³ Wall Street Journal 2013年9月6日

めには、どうしても整備された法体系によって規律される必要がある。経済刑法とは、刑法の観点から経済犯罪問題を考え、刑事責任を追及しようとするものである。経済刑法の保護法益は、公平な競争の確保ということにある。

最高人民法院の「単位犯罪事件を審理し具体的に法律を応用する関連問題に関する解釈」3条は、「単位の名義を登用して犯罪を実行し、違法所得が犯罪を実行した個人によって私物化された場合は、刑法における自然人犯罪の規定に照らして罪を確定し処罰する。」と規定している。

吉林省公主嶺市公安局経偵（経済犯罪捜査）大隊に所属する張瑞は、北京大学法律情報網に「経済刑法概述及体系建構初探（経済刑法概説および体系構築の初歩的検討）」と題する論文を投稿している。この中で、張は、経済刑法の適用に関連して、次の通りの叙述をしている。

「公平かつ正当な自由競争が、市場経済の本質的な特徴である。競争がなければ市場経済もない。これは市場経済に内在するメカニズム、すなわち価値規律および需給関係により決定されるものである。競争は自由を必要としている。自由がなければ競争の活力も生まれぬ。競争の自由は、同時に公平であることが求められ、公平かつ正当な競争がなければ、良好な市場秩序も形成されない。競争の自由と公平が同時に保障されることではじめて、有限な資源の最も適切かつ効率的な分配が可能となる。刑法は、諸刃の剣であり、正しく刑法の機能を適用して市場経済の法的調整を行うことで、市場経済に危害を加える犯罪活動に懲罰を科すことができ、良好で公平な競争秩序を有効に保障し、市場経済の繁栄と発展を促進することができる。」⁴⁴

この張の考え方は、先進資本主義国の自由経済のそれに近いのではないかと。張の論文を目にして、ここまで進歩的な発想をしている者がいることに驚いた。

今後、企業犯罪対策のための経済刑法に関する研究は、一層進展するものと考えられる。また、企業不祥事、企業犯罪を防止するためにコーポレート・ガ

⁴⁴ 前掲注(4)に同じ。

バランスやコンプライアンスとの関係でも経済刑法が考えられることになるだろう。

中国進出企業は、企業内のコンプライアンス組織をしっかりと設置し、かりに従業員の経済犯罪があっても企業の経済犯罪と認定されないような組織および従業員教育を行っておく必要がある。それでもある程度の監督責任は逃れ難いという認識も持っておく必要もあるだろう。

さらに、中国進出企業は、(1) 中国における経済紛争解決意識について法制度面から理論的に分析をするとともに、(2) 経済紛争事例の適用例を明らかにすることにより同国における実務の動きを明らかにしつつ、(3) 国際的な視点からその制度上および運用上の問題点を明らかにし、(4) 同国において経済紛争が生じた場合の解決法について展望をしておくことが必要である。